

美濃加納永井家史料について

山本武夫

はじめに

永井家史料は、徳川家康麾下の永井直勝の孫尚庸に始まり（二万石）、版籍奉還時は美濃國加納三万一千石を領した永井家の史料で、その祭祀を継承した小島光氏（東京都杉並区下高井戸一―三二一―〇）に伝存したものである。

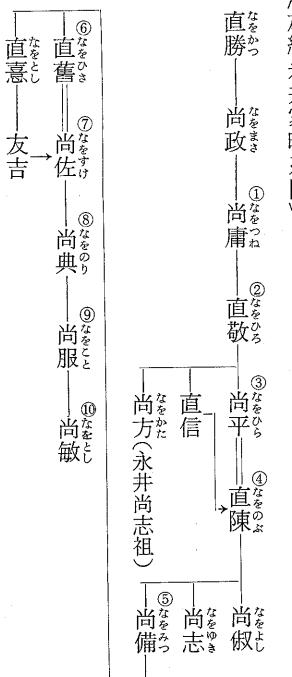
この永井家史料を、伝承された小島光氏から借用して以来多大の時を費した。借用直後当時の近世史料部全員で一点毎のカードを採取したが、書庫の改築に際会し、暫らく時を空費せざるを得なかつた。その後、カードの点検を開始したが、いくつかの手違いが生じ遷延を重ねに至つた。ここに報告するに当り、小島氏にお詫びすると共に、その御寛容に深く謝するものである。

この報告は、昭和五十七・五十八年度に山本武夫、山本博文の両名が、過去に行つた作業を再点検し、新たにカードを作成し、配列を改め目録を作成し、その成果をもとに主に山本博文が執筆し、全体を山本武夫が監修した。従つて、本稿は近世史料部の合同作業であるが、文責は山本武夫・山本博文の両名にある。

尚、山本武夫は、昭和五十九年三月三十一日付で定年退官したが、主たる作業は在任中に行つたので、連名で所報に掲載させていただくこととした。

一、美濃加納永井家について

美濃加納永井家は、二代將軍徳川秀忠の「近侍の三臣」と称された永井信濃守尚政（山城国淀城主十万六千九百石）の三男尚庸を祖とする。尚庸の祖父右近大夫直勝は、家康に仕え、天正十二年四月九日、長久手合戦において池田勝入父子（恒興・元助）を討つたことで有名である。⁽¹⁾ 尚庸は、寛永八年に生まれ、家綱幼少の頃の小姓など勤めたが、萬治元年一月二十八日、父尚政の領地河内国茨田、交野、讚良、若江四郡のうち一万石の地を分与された（A15）。寛文五年二月十八日、奏者番、同年十一月二十三日、若年寄に就任した。同十年二月十四日、京都所司代に転じ、一万石を加増され、都合三万石を領した。その子直敬（伊賀守のち伊豆守）は、延宝五年遺領を継ぎ、貞享二年九月十四日、奏者番となつた。元禄七年十一月十五日、寺社奉行を兼ね、宝永元年十月朔日、若年寄に進んだ。この間、貞享四年十月二十一日下野国烏山、元禄十五



[加納永井家略系図]

年九月朔日播磨國赤穂（三千石加増、都合三万三千石）、宝永三年正月二十八日信濃國飯山、正徳元年二月十一日武藏國岩槻と転封し、正徳元年六月三日に没した。その子伊賀守尚平は遺領を継ぐとまもなく没し（正徳四年八月二十九日）、その弟直陳（初め直信、伊豆守のち伊賀守）が後を継ぎ、元文四年九月朔日奏者番となり、宝曆六年五月二十一日美濃加納に転封となる。これ以後永井氏は、明治維新まで加納城主であった。加納城主としての永井家代々の事蹟は、『岐阜市史』（通史編、近世）に詳しいが、七代肥前守尚佐及び九代肥前守尚服は若年寄に昇進し、八代尚典は奏者番を勤めた。とりわけ尚服は幕末の困難な時期に重職に任じられたが、就任間もない時期に將軍慶喜は大政を奉還し、尚服も若年寄を辞して朝廷に恭順の意を表し、明治二年の版籍奉還の際には加納藩知事に任じられた。

永井氏の本家は、尚政から数えて三代目の尚長が延宝八年増上寺で嚴有院新葬の法会の奉行をしていた時内藤忠勝に殺害されて家領を没収され、その弟直圓が名跡を継いで一万石を領し、代々大番頭を勤めているが、尚政の榮達ぶりを考えると没落の感を否めない。それに比して加納永井家は、譜代大名中の中堅クラスの家として奏者番、若年寄等の重職に任じ、幕藩体制下にあって貴重な役割を果たした家だと言うことがで

きる。

なお、幕末に開明派の目付として活躍し、十五代將軍慶喜によつて若干年寄に抜擢された永井玄蕃頭尚志は、二代直敬の四男尚方の末流であり、永井家史料の中にも明治になつてからのものであるが、尚服と尚志の往復書簡がある。ただし、政治的な内容の史料は、残念ながら存在しない。

(1) 永井直勝が池田恒興・元助父子を討ちとつた時に供をしていた小蔵新九郎という者の子孫（小久江市右衛門）が加納永井家に奉公しており、享保十七年閏五月提出の由緒書（B77④）にその時の武功を記しているので次に紹介する。

「一 覚

曾祖父

小蔵
新九郎

後市右衛門年中候

古右近太夫尚勝公尾州小牧御戰之節、長田平右衛門様より被召寄致御供候様ニと被仰付、池田勝入を御討取被遊候、此時、侍々新九郎老人御供相勤、御高名之御奉公仕候、勝入之打物大小奪取差上申候、此首を權現様御前江新九郎羽織ニ包持參仕候處、御感被遊候而新九郎ニ御言葉被成下候、夫より右近太夫様御扶持人ニ罷成候、其後御知行被下、大坂冬御陣御供仕候、其後三州罷在、相果申候

二、永井家史料の概要

この史料群は、藩庁ではなく家に伝存したものであり、藩主の家産に属するものである。従つて、分類し難い史料も多いが、A—幕府、B—藩主・藩政・家臣、C—絵図、D—和歌・詩稿、E—近代史料の五つに便宜上分類した。Aには、將軍の領知朱印状、老中連署の領知目録の他、当主の役職に関連したもの（主として奏者番勤仕中のもの）、幕府の系譜改に際して提出した書類の下書きなどを入れた。系譜改関係の書

類は、Bに入れた家譜等との関連も深いが、幕府に提出したものの控と思われるものは原則としてAに入れた。

Bには、まず藩主の叙位任官に関するもの、家譜、氏神を祭る神社への書札留、腰物方の留帳、書状を入れた。これは藩主個人に関する色合の濃い史料である。次に、領知関係書類、転封に際しての書類、藩制上の諸役人（家老・用人等）への下達、その他を入れた。そして最後に、分限帳と家臣の由緒書上を入れた。これらの史料の伝存は、藩主自身の財産としての領地、あるいは藩主との主従関係によって結ばれた家臣という意識の存在を如実に示しているが、一方で、勘定所関係、郡奉行関係等の史料がおそらくは藩庁自体に残されたと想像されるので、藩主の家産とは独立した藩官僚機構の存在を見る事もできる。このことは、江戸時代の藩の二重の性格をよく示しているといえよう。

Cには絵図、Dには和歌・詩稿等の文芸関係をおさめた。Eは近代文書であり、永井家の明治に入つてからの動静がよくわかる。

詳しくは、卷末の史料目録に譲ることとして、以下では重要な史料をいくつか取りあげて紹介したい。

(1) 「これらについては、山本博文「寛政譜以降の幕府系譜書継について」

『日本歴史』第四四三号) を参照されたい。

三、永井家の領地について

明暦四年三月六日、永井尚庸は、父尚政から二万石の分知を受ける。

A15がその時与えられた文書である。譜代大名の分知の時の手続きが興味深いので、次に引用する。

伊賀守知行所村わけ並取付五年ならし

交野郡之内

一高千八百六拾六石九斗四升七合

楠葉村

取米七百九拾武石九斗六升六合
高四ツ武分四厘七毛
(中略)

小以高六千五百七拾七石八斗六升五合
此取米三千武百拾六石五斗三升六合
讀良郡之内

(中略)

小以高三百七拾九石八斗九升八合
此取米式百石三斗六升
茨田郡之内

(中略)

小以高壹万貳千六百四拾五石七斗九合
此取米九千五百九拾石三斗貳升六合
若江郡之内

一高三百九拾六石五斗貳升八合 永田村

取米百四拾四石壹斗壹合
高三ツ五分三厘四毛
(黒印)

物高合式万石

取米合壹万三千五百拾壹石三斗貳升三合
但高ならし六ツ五分七厘六毛ニ当
右之知行所

上様江申上被下候間、御老中へ村わけ被成仰下候様ニ
と申達候へハ、我等ニ村わけを致候様ニと被仰候ニ付而、右知行五
年之物成之ならしを以村わけ致申事候、以上
明暦四年

戊三月六日 永井伊賀守
(花押)

この分知割付状は、包紙に「信斎様御筆」と記されており、永井尚政直々に認められたものである。分知の許可を將軍家綱から受け、老中に

村分けをするよう命じてほしい旨を奏上したところ、永井尚政自身で村分けをしてよいということと、永井尚政が分知の村分けをしたのである。その際、石高を付けられた土地を検地帳から分け取つて与える訳であるが、惣高に関しては、五年間の物成の平均値で計算して適當と思われる量の取米高を与え、それを二万石ということにして免率を算定している〔六ツ五分七厘六毛ニ当〕。

そして、寛文十年三月四日に一万石を加増される。この時与えられた文書は次の通りである。

覚

一高三百武拾四石武升餘
一高六千五拾八石七斗五升餘
一高三千六百拾七石武斗餘
都合老万石

山城國
紀伊郡内老ヶ村
摂津國
島上郡内八ヶ村
河内國
島下郡内五ヶ村
五郡之内八ヶ村

この「覚」は大判の檀紙に書かれ、包紙に「老万石割」と記されている。これに更に包紙があり（永井家側で付けたもの）「寛文十年戊三月四日於 御前頂戴之」とあり、將軍から直接に与えられたことがわかる。

その後永井氏は貞享四年に下野国烏山城に転封になるが、その時与えられた「知行割」（A17）を見ると、「下野国那須郡之内」の領地の外に、摂津国嶋上郡・嶋下郡、河内国茨田郡・若江郡・大縣郡・安宿郡・吉市郡にも領地を宛行われており（破損が激しく、内訳はわからない）、これは從来持っていた知行の一部がそのまま存続したのである。美濃加納転封の際の幕府老中連署領知目録（A18）によると、美濃国厚美郡内の二万二千余石の他に摂津国嶋上郡内八ヶ村二千五百武石老斗五升七

合、同国嶋下郡内五ヶ村三千五百五拾六石五斗九升四合、河内国茨田郡内六ヶ村高三千百七拾武石武斗九合八夕が与えられている（これは幕末まで変わらない）。すなわち、永井氏が、下野国烏山、幡磨国赤穂、信濃国飯山、武藏国岩槻と転封を繰り返している間、この畿内の九千石余りの領地は一貫して永井氏の手元に保持されていたのである。幕府を支える中堅クラスの譜代大名に対する畿内領地の付与は、一つには生産力の高い畿内の領知を与えることによってその藩の再生産、とりわけその役向きの面での奉公に補助を与えるという意義を持ち、一方で幕藩体制下における畿内の占める位置を考えると、その一部をこのように譜代大名等に小分割して与えるということは幕府の全国支配構想とも関係するであろう。すなわち、譜代大名は、城と城廻りの知行（城領）を与えられて、要地から要地へと動ける存在と位置付けられ、なおその城領と家の持高の不足分は畿内の家付領地等で補填され、そのことが逆に幕府による畿内直轄体制にも寄与したということである。

四、朝鮮通信使變応と奏者番

四代目当主永井直陳は、元文四年九月朔日奏者番となる。彼の在任中の最も大きな仕事は、延享五（寛延元）年朝鮮通信使の接待であった。「朝鮮人來朝ノ時獻上物之覧」（A38）の末尾に「宗対馬守様御屋敷ニ而写書候由」と記していることでわかるように、通信使接待の儀礼を知悉している宗家からその情報を得、役務に備えた。永井家は、奏者番、若年寄にまで就任する資格のある家ではあるが、当主の年齢・資質、当該官職の充足度等により就任しない当主もいる。従つて永井家に奏者番としての専門知識は必ずしも蓄積されず、とりわけ將軍の代替わりごとにしかない朝鮮通信使の儀礼についてはその蓄積していた情報量は少なく、「家役」として對朝鮮外交を担つている宗家の教えを受ける必要が

あつたのである。

江戸城における儀式を管轄する役務は本来奏者番が勤めるという認識は、松平太郎氏の『江戸時代制度の研究』にある如く一般的であったようと思われるが、荻生徂徠が歎いているように監察を司る筈の目付がその実質を担っていたようである。少なくとも大名から登用される奏者番より旗本中の俊秀を登用した目付の方が目配りがきき、そのような実務にはふさわしかつたであろう。奏者番としての永井直陳の役務を示す史料として次のA29がある。

朝鮮人御礼相済候為御祝儀、翌日御本丸・西丸江惣出仕有之候間、
(西尾忠直・秋元源朝)
染唯子・麻上下着用、四時可有登城候、出仕無之面々も月番之老中
(西尾忠直・但馬守江使)
隱岐守・但馬守江使者可差越候、

但在国在邑之万石以上之面々も老中隱岐守・但馬守江使可差越

候、

(延享五年)

右之趣、向々江可被達候

五月

この史料の端裏には「酒井雅樂頭殿御渡候御書付写、御奏者番衆・大

目付江」と記されており、これは老中首座酒井忠恭から奏者番衆・大目

付に宛てられた書付で、奏者番衆・大目付はこの内容を「向々江」伝達

するよう指令されている。また、A35の「朝鮮人曲馬 上覽之節、見物

被 仰付寵越候面々召連候供廻り之覚」は、『通航一覽』にあるので史

料は紹介しないが、差出人は中山五郎左衛門と神尾市左衛門で双方とも

朝鮮通信使饗應担当の目付であり、宛名は端裏の付箋により奏者番衆であることがわかる。これも奏者番から万石以上の面々へ伝達されたと思われる。このような儀礼の際には目付のうちより担当者が決められて全般的な進行を司どり、史料中(A35)にあるように江戸城内の案内等は

目付配下の徒目付、小人目付が担当していたのである。

朝鮮通信使の御礼言上の様子や曲馬上覽の手順などは『通航一覽』に詳しく述べてある。ここでは永井直陳が延享五年の通信使饗應を前に作成し取られている。ここでは永井直陳が延享五年の通信使饗應を前に作成し思われる「享保四年朝鮮人來朝御禮之節御勤方書抜」(A46)と彼が御座敷奉行を勤めた時の御袖裏(A50)を紹介する。これにより通信使饗應の裏方の動きがよくわかる。なお御座敷奉行は、通信使登城の際には上々官其外を饗應するために詰衆・奏者番・大番頭・書院番頭などから各一名ずつの四名で構成される臨時の役務である。

史料 (A46)

(表紙)

享保四年亥年十月朔日
朝鮮人御禮之節
之節御勤方書抜

(9.7×17.3cm)

享保四年亥年十月朔日
朝鮮人御禮之節

一揃之刻限五時、

一朝鮮人五半時登 城之由、

一御奏者方ニ御役儀無之ニ付、御規式書御渡不被成候由、

一御奏者方ニ御役儀無之ニ付、御規式書御渡不被成候由、
井上河内守殿(正琴一老中)

一朝鮮人昼時登 城、寺社奉行衆四人御式臺迎ニ被出、殿上之間江寵
越、夫ガ大廣間江宗對馬守・三使寵越、御礼之所見申、上々官茂三人
あることがわかる。これも奏者番から万石以上の面々へ伝達されたと思
われる。このような儀礼の際には目付のうちより担当者が決められて全
般的な進行を司どり、史料中(A35)にあるように江戸城内の案内等は

此内一たてハ小童、其外御白洲江二たて罷出 御目見、此内三使茂松
之間ニ罷在、上々官御礼之差引いたし候、右御礼相済、三使御前江罷
出、又松之間江退候。(徳川宗義)（徳川宗義）
一重而御下段江罷出、紀伊殿・水戸殿御相伴ニ而御饗応在之候、右之内
松之間ニ而上々官三人五三之御饗応在之候、上々官松之間江罷越候
て、進物番御簾をおろし申候、御饗応相済、御簾を上ヶ申候、
一御饗応出不申候前久、利知一奏者番土井甲斐殿・主水正松之間之御敷居之内江入罷
在、大御番頭三浦肥後殿・御書院番頭伊沢播磨殿、御敷居之外は被居
候四人共ニ御敷居之外ニ可罷在と申合候得共、御譜代衆被居御座敷詰
り候付、右之通ニ罷在候、御饗応仙石丹波殿致(久尚) 小姓組番頭)差引被出候、御目付ハ
木下清兵信名被居候、御老中江御案内茂申候哉と播磨殿・丹波殿江被承合
候処ニ、夫ニ不及候、御老中ハ御饗応之内御出無之由被申候故御案内
不申候、御饗応相済、上々官退キ候間、何茂退申候、
一三使御饗応相済、松之間江退、御老中御逢、寺社奉行衆案内ニ而退出、
御老中殿上之間辻御送り候、

史料 (A 50)

(表紙記載ナシ)

(9.6×17.1 cm)

帝鑑之間御座鋪奉行相勤候事
一御銚子二篇廻シ、御老中江御目付衆を以御案内申越候、我等共罷出致
挨拶候、御老中 御使御出候間、先達而罷越、其段申達、元之席ニ罷
在候、

一御老中御出、上意被仰聞、御銚子等入、薄茶道相済、我等共江御礼
被申、何茂被退候、御目付衆を以、御料理相済候段御老中江申越候、
(1) もちろん、新たに奏者番に任じられた際には見習の期間があつて当番と
ともに勤務し、一切の事務は師匠番についてその指揮を受けた（松平太郎
『江戸時代制度の研究』上巻、三三〇頁）ので、平常の勤務は問題なかつ
た。

(2) 上巻、三三九頁。
(3) 「政談」卷三。
(4) 『通航一覽』卷三、七〇—七一頁。
(5) 彼ら二人は延享五年六月十五日に「韓聘つかさどりしにより」時服三を
拝領し、重ねて「別て勤勞せしをも、さらに金二枚を賜」わった（惇
信院殿御実記）卷七。）
(6) 正使・副使・從事官の三使は、（正徳元年時以外は）御三家が饗応し、
高家・寺社奉行・大目付らが案内した（A 42）。

五、永井外記の内願書

次に紹介する史料 (A 64) は、一橋家の新番頭である永井外記某が、
当職が「至而緩之御場所」であるので勘定奉行兼帶か同助勤を仰付けら
れたいとおそらくは家老に願つたものの写である。永井外記は、永井尚
政五男尚春の系で初め三千二百八十石を分与されたが、その子直増の時
閉門となり、元禄七年許されてその子尚廣が三百俵を給された。しか
し、寛保二年十二月二十八日尚廣は、その子尚照とともにその行状の正
しきからざるをもつてともに改易され、同姓一統より義絶された。この内
願書の①に尚照の子である外記某が本丸へ召出されたく、將軍御目見得
可能な役席に登用された旨が記されており、②③に新番頭の役務がも
のたりないこと、勘定奉行兼帶あるいは助勤を願つていることが記さ
れている。「万石以上之分知」の家筋である永井外記が没落し再仕官し

ていく過程や、現在の奉公先の一橋家と永井本家の信濃守直方（一万石、大和国新庄城主、文政四年九月より大番頭）を通じて本丸仕官を運動している姿は興味深い。この三種の内願書は少しずつ内容が違うが、これを素材にして同姓中の意見などを聞き提出したのであろうか。ともあれ、罷免された幕臣の再仕官の様子や祝儀の時節に出される願書の提出方法などの実態を知る上で有益な史料である。

史料（A 64①）

〔端裏〕
「内願書」

新番頭
永井外記」

新番頭

私祖父永井外記御書院番嶋津山城守組・父源四郎御小性組松平日向守組勤仕中、子細有之、同性一統義絶御届申上、依之、寛保二戌年十二月父子一同改易被仰付蟄居龍在候處、延享三年寅十一月改易御免被仰渡、其節米津内蔵頭曾祖父同苗周防守統柄ヲ以御届申上、外記父子家族共引取扶助仕、年来米津家厄介ニ而罷在候、然ル處、私儀兼々心願ニ付、寛政四年九月一橋御屋形御徒方江御抱入ニ相成、不存寄追々御取立被仰付候付、全御威光ヲ以文化五年年閏六月家本永井信濃守始同苗一統和熟相整、如元通路仕、其節御用番牧野備前守殿江信濃守ダ及御届、右之段御屋形江信濃守ダ中上候處、達御聴、家系万石以上之分知從來御旗本之筋ニ付、厚キ御沙汰ヲ以新規御切米百俵被下置大御番被仰付、猶又其後追々結構御役被仰付、冥加至極難有仕合奉存候、同十四年十一月御尋御座候者、私儀同性一統和熟相済其砌家本公辺江御届茂致候儀ニ付、此度竹千代様御誕生被為在、重キ御祝儀之御時節ニ付御本丸江軽ク茂被召出候様家本信濃守ダ相願候様、重キ御内意ニ付、其段信濃守江申聞候處、難有儀ニ奉存、同性一統申談同年十二月松平伊豆守殿江願書進達仕候處、無滞御請取被成候、同十二亥年四月

日光御神忌之節、猶又御内意御座候間信濃守江申聞候處、竹千代様御祝儀之砌伊豆守殿〔願書進達致候儀ニ付、御掛リ者無之候得共、伊豆守殿江内伺差出候處、御請取被置、其後去々卯年〔文政二年〕嘉千代様御誕生被為在、御弘メ被仰出恐悦之御時節ニ付、御屋形江信濃守ダ御内意伺之上、同年十二月御掛リ大久保加賀守殿江再願書進達仕候處、無滞御請取被成候、前書之通不存寄御屋形ノ兩度迄蒙〔嘉千代〕〔文政三年三月〕御内意冥加至極之仕合、家本信濃守ダ再應相願候處、御幼君様御凶事乍恐奉言語絶候御儀ニ御座候、猶比上恐悦之御時節可相待儀ニ候處、私儀及晩年再願行届兼候儀ニ付、奉恐入候御儀者御座候得共、從御本丸御屋形江御立寄之砌、御目見被仰付候役席江兼帶之儀奉願度、可罷成御儀ニ御座候者御宛行取来儘何卒八役以上兼席被仰付被下置候様、御仁恵之程偏ニ奉願候、以上〔文政四年〕巳

史料（A 64②）

七月

〔端裏〕
「内願書」

新番頭
永井外記」

新番頭

私儀今般新番頭被仰付、難有仕合奉存候、是迄不存寄追々結構御取立被仰付、冥加至極難有年來御用多相努候處、當御役御供泊リ等茂無之、組頭共五人打込ミ詰番ニ付、至而緩之御場所、元來御取立之私御宛行取來儘過分之御足高頂載仕幾重ニ茂奉恐入候ニ付、可罷成御儀ニ御座候者、何卒此上冥加之為メ孰レ之御場所成共兼帶亦者御奉公可相成功勤被仰付被下置候様仕度、此段偏ニ奉願候、以上〔文政四年〕巳

新番頭
永井外記

史料 (A 64③)

私儀寛政五丑年御徒々添勘定被 仰付、文化五辰年迄十六ヶ年御勘定所
相勤、上方御領知一ヶ年詰兩度被 仰付、元場所之儀ニ茂御座候間、可
罷成御儀ニ御座候者、當御場所の御宛行取米儘御勘定奉行兼・助勤被
仰付被下置候様、偏ニ奉願候、以上

(文政四年)
七月

新番頭
永井外記

- | | |
|--------------------------|----------|
| A 10 宝曆十一年十月二十一日徳川家治朱印状写 | 永井伊賀守直陳宛 |
| A 11 天明八年三月五日徳川家斉朱印状写 | 永井伊賀守直舊宛 |
| A 12 天保十年三月五日徳川家慶朱印状写 | 永井肥前守尚佐宛 |
| A 13 安政七年三月五日徳川家茂朱印状写 | 永井肥前守尚典宛 |
| A 14 朱印状写 (控) | |

これはA 1～A 12までの朱印状の控を一括したもの。

- A 15 明暦四年三月六日永井尚政分知割付状
A 16 寛文十年三月四日一万石割覚書

包紙に「寛文十年戊辰三月四日於御前頂戴之御書出」と記されてお
り、加増された一万石の知行付である。

- A 17 知行割

破損が激しい。

- A 18 宝曆八年三月十一日幕府老中連署領知目録写

永井伊賀守直陳宛

- A 19 天明八年三月五日幕府老中連署領知目録写

永井伊賀守直舊宛

- A 20 天保十年三月五日幕府老中連署領知目録写

永井肥前守尚佐宛

- A 21 安政二年三月五日幕府老中連署領知目録写

永井肥前守尚典宛

- A 22 安政七年三月五日幕府老中連署領知目録写

永井肥前守尚典宛

- A 23 (明治二年) 六月版籍奉還聞届書

永井肥前守尚服宛

- A 24 明治二年六月太政官辞令

永井肥前守尚服宛

A、幕府	
A 1 寛文四年四月五日徳川家綱朱印状写	永井伊賀守尚庸宛
A 2 貞享元年九月二十一日徳川家綱吉朱印状写	永井伊賀守直敬宛
A 3 元禄十二年六月十五日徳川綱吉朱印状写	永井伊賀守直敬宛
A 4 元禄十五年九月二十八日徳川綱吉朱印状写	永井伊賀守直敬宛
A 5 宝永三年二月五日徳川綱吉朱印状写	永井伊賀守直敬宛
A 6 正徳二年四月十一日徳川家宣朱印状写	永井伊賀守尚平宛
A 7 嘉保二年八月十一日徳川吉宗朱印状写	永井伊賀守直陳宛
A 8 延享三年十月十一日徳川家重朱印状写	永井伊賀守直陳宛
A 9 宝曆八年三月十一日徳川家重朱印状写	永井伊賀守直陳宛

一通	一通

加納藩知事に任す。

A 25 明治四年七月太政官辞令 永井尚服宛 加納藩知事を免ず。	一通	A 39 朝鮮通信使御暇ニ付、將軍并大御所ら之拝領物之書付 (年月日欠)	一通
A 26 享保二十年五月廿八日徳川吉宗黒印状写 包紙に「館林在番之節、吉宗黒印定書之写」とある。	宛所なし 一通	A 40 朝鮮国王の献上物之覚 (年月日欠)	一通
A 27 (年欠) 五月十五日本多中務大輔忠良書状 永井伊賀守宛	一通	A 41 朝鮮人御礼之次第 正徳元年	一通
A 28 寛保二年七月関東洪水之記	一通	A 42 朝鮮人饗應舞楽之次第 正徳元年	一通
	附 総図	A 43 舞楽之次第 正徳元年	一通
		A 44 朝鮮人御暇之節御拝領物之席之図 正徳元年	一通
		A 45 朝鮮人信使來朝帰國節海陸所々御馳走人之覚 玄(享保四年)	一通
		A 46 享保四亥年朝鮮人來朝御礼之節御勤方書抜 A 47 朝鮮信使登城御礼之次第 延享五年五月	一通
		A 48 朝鮮人信使於西丸御礼之次第 延享五年	一冊
		A 49 朝鮮信使官職氏名覚 延享五年	一冊
		正使以下の官位氏名を記し、すべてに仮名がふつてある。永井直 陳が奏者番として活用したものと思われる。	一冊
		A 50 帝鑑之間御座鋪奉行相勤候事 (延享五年カ)	一冊
		A 51 御能之節御三家御饗應御座敷奉行相勤候覚 (延享五年カ)	一冊
		A 41 ~ A 51は、「御袖裏」と称する備忘の折本で、懷中に入れて 活用したと思われる。	一冊
A 29 明暦乙未元年朝鮮国三使來貢覚書	一冊	A 52 朝鮮國主の進物之際之図	一冊
A 30 天和二年壬戌朝鮮信使來貢覚書	一冊	A 53 ①所替・参勤・献上物等先例覚書 午年十月十八日	二枚
A 31 天和二年壬戌朝鮮信使來貢覚書追加	一冊	②所替・参勤等覚	一冊
A 32 天和二年朝鮮信使來朝行列覚	一枚	A 54 永井尚佐明細書 いわゆる「明細冊」(9.8×31.1cm)で、養父・實父の名、石 高、城地、本国・生國、氏名、年齢、これまでの役務を記してい 末尾に「宗対馬守様御屋敷ニ而写書候由」と記している。	一冊
A 33 (延享五年) 五月二十九日酒井雅榮頭達書寫 (忠恭)	一通		一通
A 34 朝鮮人來朝ニ付登城之節下乗る内供廻召連候覚 (延享五年カ) 四月 中山時庸・神尾元籌 (奏者番衆・大目付宛)	一通		一通
A 35 朝鮮人曲馬上覽之節見物被仰付龍越候面々召連候供廻之覚 (延享五年) 五月 中山時庸・神尾元籌 奏者番衆宛	一通		一通
A 36 延享五年朝鮮人信使御礼之次第	一冊		一通
A 37 延享五年五月朝鮮信使捧物・行列等之次第	一冊		一通
A 38 朝鮮人來朝ノ時獻上物之覚	一冊		一通

A 55 同名中明細書 永井家同苗の明細書で、同苗の個々人について A 54 と同じ記載がある。	A 56 役職覚 奏者番勤仕の際の手控か。	A 57 (年欠) 七月二十六日久世出雲守家来丹羽権左衛門歎願書案 A 58 堀田出羽守天機伺次第 A 59 御休泊附 A 60 御惣客様御帰城御行列帳 A 61 御客付之写 A 62 客饗心膳之覚 A 63 年始挨拶留 A 64 新番頭永井外記内願書写 A 65 従公儀就御改御系譜并御牌名御行状被指出候一件 A 66 系譜作成達書 A 67 永井家系図覚	二通	A 68 永井勘解由系譜書抜他 ①永井勘解由問合ニ付返答書 ②永井勘解由問合ニ付認遣候書付之扣 ③尚庸様御子様方 ④高力隼人系譜書抜 文化十四年十月朔日 ⑤内膳様御系中御問合 ⑥実名覚 ⑦牧野武成嫡子願書付 A 69 永井直敬事蹟覚書 寛政三年六月	二通
A 70 ①御系図抜書・御同姓様御別家并御続書 ②永井家代々御由緒抜書 A 71 実名覚 A 72 従公儀御改ニ付御系譜被差出候一件 A 73 実名覚 A 74 永井家系譜 A 75 永井尚佐年譜下書 A 76 正政公御年譜中書 A 77 出羽守尚佐様御系中	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊
寛政元年十一月同二年正月 永井伊賀守直舊(差上)	六冊	三通	三通	一冊	七通
①碑銘行状覚 ②永井直舊系譜 ③永井直舊系譜 ④永井友吉系譜 ⑤永井求馬系譜 ⑥系引案文(系譜の雛形)	一冊	一冊	一冊	一冊	包紙に「寛政三辛亥年十月廿一日勘解由様被仰付候由ニ而菊地源太翁問合ニ付認遣候書付之扣」とある。
寛政二年正月 寛政二年九月 寛政四年四月 寛政十二年八月 文化八年頃	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊
寛政九年(十六歳)から享和二年四月までの記述がある。	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊
享和二年の事蹟を記す。	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊
一通	一通	一通	一通	一通	一通

永井尚佐の親類縁者の書上。寛政頃成立。享和まで朱書きにて加筆。

A 78 簇ノ紋・幕ノ紋・家ノ紋

弘化二年六月

永井肥前守尚佐

- ②永井尚服系譜下書
③永井尚典・尚服系譜覚

A 79 弘化三年差出系譜等之控袋

弘化三年十一月八日

一枚

袋の裏書きのみ。「弘化三丙午年十一月八日御掛り大目付稻生出羽守様江被差出候御扣」と表題があり、「御系譜帳 式冊、御系譜

覚帳 壱冊、御実名覚書付 壱通、御家紋帳 壱冊」とあり、A

80 ~ A 83までが入っていたと思われる。

A 80 系譜 弘化三年九月 永井肥前守尚佐

二冊

①永井尚庸より尚佐までの系譜

②永井尚佐嫡子尚典の系譜

A 81 系譜覚

弘化三年九月

永井肥前守尚佐

一冊

A 82 実名覚

弘化三年九月

永井肥前守尚佐

一冊

A 83 家紋

弘化三年九月

永井肥前守尚佐

一冊

A 84 ①②③系譜并同覚

弘化三年九月

三冊

A 80、81と同じもの。尚、④明治二十四年四月三十日付戸籍課の
覚書一綴が袋の中に入っている。

A 85 系譜覚下書 弘化三年九月

一冊

A 81 の下書き。

弘化三年九月

一冊

A 86 実名覚

(弘化三年九月)

一通

A 87 松平右京亮達書写

元治元年五月二十九日

一通

包紙に「元治元子年從 公辺系譜御改ニ付、御書付之写石富殿より
御渡相成候御書付一通入」とある。

A 88 御系譜下書 元治二年二月

三冊

①永井尚典系譜下書

括

- ②永井尚服系譜下書
③永井尚典・尚服系譜覚

A 89 歴代家系銘々譜下書

①系譜

②永井尚典・尚服系譜

永井尚服、文久三年五月大坂表警固任命まで記されており、全体の記述は慶応元年まで。

B、藩主・藩政・家臣

B 1 永井尚庸叙位任官関係文書

①口宣案 慶安四年八月十六日 (従五位下・伊賀守)

二通

②宣旨

二通

③永井伊賀守諸大夫成官物請取状 慶安四年九月吉日

二通

菊亭家村上新丞他一名

鶴飼久太夫宛

二通

④口宣案 寛文十年六月三日 (侍従)

一通

⑤宣旨

一通

⑥永井伊賀守殿掛諸御礼物之覚 寛文十年七月二十八日

一通

飛鳥井家安田右京 河上兵太夫宛

一通

⑦礼物ニ付談合覚

一通

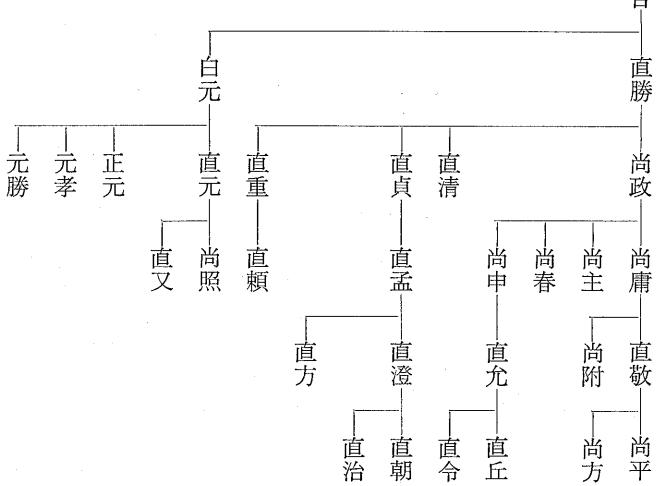
⑥と一括。

人 永井家（庶流尚庸祖）系図

- B 20 於鉢様御統書
B 21 永家略譜并御花押 (寛政頃)
B 22 御法號帳 (文久頃)
B 23 信濃守尚政三男伊賀守尚庸系譜
B 24 平右衛門直吉四男監物白元系譜
B 25 久太郎直治次男久五郎直定系譜
B 26 嫌家右近大夫直勝系譜
B 27 信濃守尚政三男伊賀守尚庸系譜
B 28 永井家同姓系譜
- ①伊豆守直敬三男勘解由尚方系譜
②伊賀守尚庸次男刑部尚附系譜
③尚政四男伊豫守尚主系譜
④尚政五男外記尚春系譜
⑤尚政六男甲斐守尚申系譜
⑥讃岐守直允次男伊織直令系譜
⑦直勝次男日向守直清系譜
⑧直勝三男豊前守直貞系譜
⑨対馬守直孟次男主税直方系譜
⑩備前守直證次男久太郎直治系譜
⑪直勝四男式部少輔直重系譜
⑫平右衛門直吉三男監物白元系譜
⑬彌右衛門直元次男喜右衛門直又系譜
⑭監物白元次男左兵衛正元系譜
⑮監物白元三男彦兵衛元孝系譜
⑯監物白元四男主殿元勝系譜

一帙(十六冊)
一冊一冊一冊一冊一冊一冊一冊一冊一冊一冊一冊一冊

(参考系図)



B 29 佐太宮江書付之写 寛永二十年九月十三日～貞享元年五月二十五日

佐太宮は河内国茨田郡にある天神社で永井氏の氏神。

- B 30 御腰物同小道具帳 文化五年閏六月
B 31 御腰物方元帳 慶應三年四月
B 32 一月二日永井肥前守書状 お総宛
B 33 一月二十九日中院通躬書状 永井伊豆守宛
B 34 三月十四日中院通躬書状 永井伊豆守宛

一冊一冊一冊一冊一冊一冊

B 35	一月十三日某書状	永井伊豆守宛	(年月日欠)	一通
B 36	覺樹王院宛書状綴	御本丸右筆他	覺樹王院宛	一綴
B 37	寿康書状			一通
B 38	宝蓮院書状留			一通
B 39	桜川・染井連署書状			一通
B 40	甲戌補略	元禄七年		一通
B 41	補略写	宝永三年正月十六日		一通
B 42	補略	宝永五年十二月二十一日		一通
B 43	御めぐり(覚帳)	永井氏中興系図、軍役人数その他の覚。		一通
B 44	江戸幕府將軍他覚			一通
B 45	御法號覚			一通
B 46	松前領見付候覚			一通
B 47	蝦夷島奇観			一通
B 48	山城・近江・淀領村高之帳	(年月日欠)		一通
B 49	山城・摂津・河内國之郷村高帳	貞享四年十一月		一通
B 50	内片岡伊左衛門	御勘定所宛		一通
B 51	山・摂・河郷村帳	慶応二年改		一通
B 52	元禄十二年四月			一通
B 53	美濃国・摂津国・河内國之内領知郷村高辻帳	宝暦十年十二月二十八日		一通
B 54	(已年ヨリ丑年迄九年之平均帳)	(年月日欠)	(表紙欠)	一通
B 55	古知行寺社名所家数持高之書付			一通
B 56	摂河御知行所寺社并名所家数同庄屋・肝煎・小百姓持高之書付			一通
B 57	〔飯山城引渡ノ時〕役付之覚	(宝永八年カ)		一冊
B 58	岩槻城米請取証文控	宝永八(正徳元)年四月二十三日		一冊
	永井信濃守内小池吉左衛門・興津覚右衛門	小笠原山城守内小川源左衛門・春日九兵衛宛		一冊
B 59	〔岩槻城引渡ニ付〕問合之書付	(宝暦六年カ)		一冊
B 60	岩槻渡方人數帳	子(宝暦六年)八月		一冊
B 61	請取方と一乗院ニ而可申合覚書	(宝暦六年)		一冊
B 62	〔岩槻城引渡付〕家中面々江可申渡覚	(宝暦六年カ)		一冊
B 63	〔岩槻城引渡付〕覚	(宝暦六年)八月十八日		一冊
B 64	〔岩築請取方役人之覚	(宝暦六年)		一冊
B 65	九月十八日より三丸内合宿割	(宝暦六年)九月十八日ヨリ		一冊
B 66	中立(之人数書立)	(宝暦六年)八月		一冊
B 67	永井伊賀守(直陳)達書	(宝暦六年カ)十月		一冊
B 68	永井伊豆守・同肥前守連署達書	六月		一冊
B 69	永井伊豆守・同肥前守連署達書	六月	(江戸、兩在所)目付	一冊
	・徒目付宛			一冊
B 70	永井伊豆守・同肥前守連署達書	六月	(兩在所)兩奉行代官宛	一冊
B 71	永井伊豆守・同肥前守連署達書	六月	(三ヶ所)用人兼元締・元締・吟味奉行・作事奉行宛	一冊
B 72	永井伊豆守・同肥前守連署達書	六月	(江戸、兩在所)用人側用人宛	一冊

B 73 御家老共初詰役人江心得方御直筆之御書取之写（下々書之盡）
文政十三年六月

B 68 ~ 72 の写。

一綴

B 74 藩造紙幣元帳 万延元年正月より

加納会計掛作成

一冊

B 75 正源院様（永井尚庸）御代分限帳

一冊

B 76 御當家御家臣石塔之記 享保八年十月

一冊

B 77 家中由緒書上

一五点

享保十七年五月から七月までに提出されたものが中心で、まれに

享保十八年のものもある。大部分が、先祖の事蹟から自分の勤務

状況までを記している「由緒書」であるが、分家で先祖の由緒は

本家が記している者や自分の代に仕官した者の提出した「勤書」

もある。家臣は、永井尚庸の部屋住時代に召出された者、彼の分

知の際本家から「分け人」として付けられた者、尚庸の子直敬の

代に召抱えられた者が大半を占め、新規に召抱えられる者は誰か

有力者の紹介（「何某様取持ヲ以」「何某様肝煎ヲ以」）が必要で

あつた。以下、提出者の氏名のみを記す（五十音順）。

①青木兵助 ②青崎兵左衛門 ③浅岡四郎右衛門 ④秋元新右衛門

⑤秋山孫右衛門 ⑥荒木良竹 ⑦荒木林平・同新兵衛

⑧生瀬奥右衛門 ⑨池沢藤左衛門 ⑩石岡為右衛門 ⑪伊坂伝太夫

⑫板倉伴右衛門 ⑬稻村源助 ⑭今井九八郎 ⑮上野松運

⑯鵜飼友之助 ⑰海老原熊次郎 ⑱大竹十郎兵衛 ⑲大村舎人

⑳小川権右衛門・同貞右衛門 ㉑小川惣左衛門 ㉒荻田仁兵衛

㉓神谷甚右衛門・同丹下 ㉔小野里九左衛門 ㉕上倉太右衛門 ㉖金子文八

㉗和田治部左衛門

※他に由緒書の袋（一点）包紙（十点）があるが、その中味はな
い。

㉘小嶋六左衛門 ㉙近藤与次衛門・同与五郎・同与七郎

㉚佐尻治助 ㉛佐藤太治右衛門 ㉜沢部左七 ㉝柴田弥五郎

㉞篠崎源太夫 ㉟嶋新左衛門 ㉞嶋崎宣之助 ㉟清水武左衛門

㉞清水文次郎 ㉟白石小平治 ㉞杉浦頼母 ㉟杉浦彦右衛門

㉞杉山武太夫 ㉟杉井与市兵衛 ㉞鈴木小三郎 ㉟鈴木織右衛門

㉞関戸幸八 ㉟仙石文平 ㉞高橋條助 ㉟高松莊太夫

㉞湾大八 ㉟滝半左衛門 ㉞瀧川左内 ㉟瀧川市之丞

㉞田中助右衛門 ㉟田中伝内 ㉞谷口久治郎 ㉟堤小左衛門

㉞東郷左金治 ㉟藤平作左衛門 ㉞徳田治兵衛

㉞戸田弥左衛門・同金五左衛門 ㉞中野七左衛門 ㉞中原健安 ㉞中村才蔵

㉞中嶋恒右衛門 ㉞中野七左衛門 ㉞中原健安 ㉞中村才蔵

㉞南部加右衛門 ㉞日光山妙道院 ㉞根本藤内・同藤七

㉞野口玄通 ㉞野村仁右衛門 ㉞長谷川七五郎 ㉞長谷川清右衛門

㉞速水半七 ㉞兵藤左宗治 ㉞兵藤唯七 ㉞平石惣八

㉞深津長太夫 ㉞福沢儀右衛門 ㉞福嶋太郎左衛門 ㉞福田宗四郎

㉞藤井武兵衛 ㉞法貴文右衛門・同伝藏 ㉞堀儀兵衛

㉞堀善太夫 ㉞堀江惣右衛門 ㉞前田安右衛門 ㉞松原三郎左衛門

㉞三木大右衛門 ㉞三村乙五郎 ㉞三輪久左衛門

㉞村西五郎右衛門 ㉞矢野幸七 ㉞山川立伯 ㉞山川彦兵衛

㉞山下三之丞（九月晦日付「正源院様御自筆御書写」一通が同封さ
れている） ㉞山田源之進 ㉞山田安兵衛 ㉞横田彦之丞

㉞吉田勘七 ㉞吉田文藏 ㉞渡瀬新四郎 ㉞渡部弥次右衛門

C、絵図

C 15 ~ 20は、永井氏の幡磨国赤穂城主時代（元禄十五年～宝永三年）のもの。

C 21 丹後国宮津城下絵図

C 22 三河国西尾城下絵図

C 23 河内国古市郡高屋旧城図

C 24 河内国飯盛旧城絵図

C 25 美濃国加納城下町絵図

C 26 京都絵図 文久三年改

C 27 江戸築地屋敷図

C 28 谷之御屋敷新絵図 宝永元年八月廿五日改

C 29 明屋敷絵図 （場所不明）

C 30 屋敷絵図 丙寅三月改 （場所不明）

C 31 屋敷絵図 （場所不明）

C 32 屋敷絵図 （場所不明）

C 33 上方村絵図（五番）

C 34 摂州・河州村絵図

C 1 播磨国絵図	元禄十五年二月（天保十年改）	一舗
作成者（本多中務大輔、松平左衛門佐、脇坂淡路守）		
C 2 河内国之絵図	（江戸中期成立か）	一舗
C 3 摂・河・泉三国絵図		一舗
C 4 常陸・下野二国絵図		一舗
C 5 下野国烏山御城絵図		一舗
C 6 下野国烏山御城絵図		一舗
C 7 下野国烏山城下町絵図		一舗
C 8 下野国烏山近在之絵図		一舗
C 9 下野国雲巖寺竝道筋絵図		一舗
C 4 ~ 9は、永井氏の下野国烏山城主時代（貞享四年～元禄十五年）のもの。		
C 10 山城国淀城絵図	天保十年改	一舗
C 11 大坂御城之絵図		一舗
C 12 大坂城下絵図	（寛文年間成立）	一舗
C 13 大坂近辺之絵図	（伏見・大坂・兵庫・岸和田を含む）	一枚
C 14 大坂城下并近傍絵図	（村名記載あり）	一枚
C 15 番磨国赤穂郡絵図（控）		一舗
C 16 赤穂御城御殿絵図（控）		一舗
C 17 赤穂城下町絵図		一枚
C 18 赤穂御城侍屋敷并町屋図		一枚
C 19 赤穂侍屋敷絵図		一枚
C 20 赤穂御城図		一枚
（袋入）		
C 21 丹後国宮津城下絵図		一枚
C 22 三河国西尾城下絵図		一枚
C 23 河内国古市郡高屋旧城図		一枚
C 24 河内国飯盛旧城絵図		一枚
C 25 美濃国加納城下町絵図		一枚
C 26 京都絵図 文久三年改		一枚
C 27 江戸築地屋敷図		一枚
C 28 谷之御屋敷新絵図 宝永元年八月廿五日改		一枚
C 29 明屋敷絵図 （場所不明）		一枚
C 30 屋敷絵図 丙寅三月改 （場所不明）		一枚
C 31 屋敷絵図 （場所不明）		一枚
C 32 屋敷絵図 （場所不明）		一枚
C 33 上方村絵図（五番）		一枚
C 34 摂州・河州村絵図		一枚
（袋入）		
大利村、岸和田村、二番村、黒原村、三井村、大久保村、赤井村、六番村、対馬江村、池田村、神田村、七番村、巣本村、仁和寺村、下番村。ただし、仁和寺村の分はない。	十四枚	一枚

宿久庄村、大縣村、古市村、鞆呂木六ヶ村、片山村、東太寺村、
福井村、郡山村、拳田村

C 35 村絵図

一番村、国分村、耳原村、磯嶋村、永田村、上牧村、高柳村、下馬伏村、服部村、諸口村、村名不詳三枚、

C 36 潜山之絵図

C 37 無人島絵図

C 38 山王神社絵図

C 39 四天王寺・河内道明寺附近見取図

C 40 江戸城普請場割絵図

C 41 大坂城普請場割絵図

C 42 島原城攻囲地図

C 43 ①御備立繪図

②行軍帳面

天保十五年四月調。

C 44 ①御備立繪図

②行軍帳面

③陣場小屋割図

天保十五年四月調。

C 43、44は同じもの(C 43にはC 44③がないが)で、それぞれ一枚括して袋に入っている。袋の裏に「正源院様正功院様御備立御必定之趣を以取調、御書院番閥播磨守様御組贊善之承様江安池治大夫罷出御問合申候絵図面取調置」とある。

C 45 四畳半建絵図(雨雪庵の借用写)

一枚

十三枚

D、和歌・詩稿等

D 1 武備百人一首(写)

近江觀音寺城にて天文二十一年三月二十二日施行されたもの。
D 2 和歌五十首 天正五年三光院点 (貞享二年十一月十日写)

D 3 四季花鳥押繪屏風由来書付

寛文十一年二月二日法皇より拝領。

D 4 三論之繪由来書付

寛文十一年七月十日法皇より拝領。

D 5 家集二十帖由来書付

寛文十三年新院御会初

D 6 寛文十三年新院御会初

D 7 順徳院百首 貞享五年六月一日

D 8 御会写(四種)

①元禄五年三月晦日 ②元禄十六年六月一十九日

D 9 癸酉内裏御会始

元禄六年一月二十四日

D 10 韵鏡之一札

元禄十二年一月二十四日

D 11 内裏御会初(写)

元禄十二年一月二十四日

D 12 御詠草連句三種

①元禄十五年、②宝永五年 ③年不明

D 13 禁裏御会初(写)

元禄十七年一月二十四日

D 14 仙洞松尾社御法楽

宝永二年十月六日

D 15 仙洞御著到百首

宝永二年

D 16 宝永五年禁裏仙洞御会初(写)

D 17 仙洞御百首并中院殿百首(写)

一枚

D 18 円淨法皇聖製(漢和連歌)

一枚

一冊

D 19 神應堂上大和尚・菅相明和尚書	二通(一包)	E 3 永井尚服日次抄	明治元年夏(十一月)	一綴
D 20 永井尚平(享徳院)詩稿	(正徳頃)	五冊(一包)	E 4 維新期諸願・達等綴	壬申(明治五年)六月(明治十八年七月)
D 21 永井直敬・同直陳・同尚志詠草	(宝曆頃)	六十四通(一包)	E 5 御神主御影・御代々様御筆願・御位記御口宣	明治五年三月
D 22 永井頼由・同直陳詠草		二通	E 6 御宸筆類	明治五年三月改
D 23 永井直陳他和歌合		一冊	E 7 家族書扣	辛未(明治四年)八月 永井尚服(宛所欠)
D 24 韻鏡十二反切并聞書		一冊	E 8 内家人員繫	一冊
D 25 地藏和讚		一冊	E 9 佐太舊藩士人名簿	一冊
D 26 寝言百人一首		一冊	E 10 ①家錄元高并臨時入用帳	明治五年五月(明治六年六月)
D 27 きぬの色目		一冊	②家禄請取不足之儀ニ付願(扣)	明治八年六月三十日
D 28 役者替名評判記		一冊	E 11 家購入関係書類	①地券裏書 ②建物検査絵図 ③建物検査繪
D 29 野狐之書附		一冊	E 12 御嶽講社積塵法并累積法	御嶽講社教長中教永井尚服
D 30 和宮下向ニ付二題(御嫁入の御所車、淀の川瀬かへ文句)	二通	一冊	E 13 御貸金ノ記	明治七年五月(明治十四年五月)
D 31 和歌懷紙	二枚	一冊	E 14 教林盟社條約取結書	明治十一年五月
D 32 茶事覚	三十二点	一冊	E 15 農學講義會御届写	明治十一年三月十二日 日下歸一
D 33 習字手本(折本)	一軸	一冊	E 16 北条氏恭江所持之鉄炮貸置候書類	明治十三年十一月 五点 ③負債償却目録
D 34 書	三十三点	一冊	E 17 地所(日本橋区濱町壱町目三番地)買入借用金一件書類	①地所書入借用金証等 九点 ②田中光儀之件ニ付約条書 明治
D 35 名勝之図(肉筆)	一冊	一綴	④	

II、近代

E、近代史料(編年)

E 1 戊辰正月より八月迄御達願窺御届
正院記録課宛

明治七年十月

永井家

二冊

E 2 明治四辛未年分諸願窺御届
正院記録課宛

明治七年十月

永井家

E 3 永井尚服日次抄

明治元年夏(十一月)

一綴

E 36 捐財一件ニ付指導願	明治十五年五月	永井尚服	岩倉具視宛	六通
三冊	(明治十三年四月二十一日～明治十五年五月)	計十八点		
E 18 御改正出額受証	明治十四年七月ヨリ	御家令	一冊	一通
E 19 旧藩士江演説書	明治十四年十一月		一冊	二通
E 20 宇治奥聖寺参拝其他入費受払記	明治十四年十一月ヨリ		一冊	二点
E 21 岐阜縣令書面等之写	明治十四年十二月～明治十五年一月十一日		一冊	二通
E 22 「家政向」決議録	(中ニ株券等五点アリ)		一冊	四通
	明治十四年七月三十一日			
E 23 家政向協議書	明治十五年八月二十三日	永井尚服	一冊	一冊
	宗族永井直哉他親族四名宛			
E 24 尚典公御書下	(①尚服ヨリ尚典宛 ②尚典ヨリ尚服宛 ③尚服ヨリ直穀・尚志他宛)	明治十五年十二月～同十六年四月	一冊	一冊
E 25 上京ノ件ニ付東京來状留	明治十六年五月二十四日ヨリ		一冊	一冊
E 26 永井同姓會約條書	明治十七年四月十二日		一綴	一綴
E 27 正嚴院殿御三回忌御法事帳	明治二十年六月十一日		一冊	一冊
E 28 外債償却鉄道建築銀行創立順序書			一冊	一冊
E 29 諸家各自計算書			一冊	一冊
E 30 御法號写并ニ御香花料下賜願	明治二十年八月二十日		一通	二点
	高野山蓮花院(徳守秀宣) 永井尚敏家来宛		一通	二通
E 31 日牌安置之證狀	明治二十一年十二月十五日		一綴	四通
	信州善光寺々務職教授院 永井尚敏宛		一綴	一冊
E 32 人力車代金請求書綴			一通	六通
E 33 預リ金証文他			一通	一冊
E 34 貯蓄金元利等覚			一通	一冊
E 35 永井尚典書状	(永井尚服宛カ)		一通	一冊